

令和 2 年 4 月 3 0 日

○規則

おだわら子ども若者教育支援センター設置条例の一部の施行期日を定める規則

小田原市いこいの森条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

生活困窮者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

小田原市いこいの森条例施行規則の一部を改正する規則

おだわら子ども若者教育支援センター設置条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 2 年 4 月 3 0 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第 4 8 号

おだわら子ども若者教育支援センター設置条例の一部の施行期日を定める規則

おだわら子ども若者教育支援センター設置条例（令和 2 年小田原市条例第 9 号）附則
ただし書に規定する規定の施行期日は、令和 2 年 5 月 1 日とする。

小田原市いこいの森条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 2 年 4 月 3 0 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第 4 9 号

小田原市いこいの森条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

小田原市いこいの森条例の一部を改正する条例（令和 2 年小田原市条例第 1 7 号）の施行期日は、令和 2 年 5 月 7 日とする。

生活困窮者自立支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 4 月 3 0 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第 5 0 号

生活困窮者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

生活困窮者自立支援法施行細則（平成 2 7 年小田原市規則第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

様式第 3 号（裏面）を次のように改める。

(裏面)

(注意事項)

- 1 本給付金の受給期間中、次の(1)から(3)までの常用就職に向けた求職活動等(生活困窮者自立支援法施行規則第3条第2号に該当する方については、(2)及び(3)を除く。)を怠る場合又は小田原市福祉事務所(自立相談支援機関)の作成するプランに基づく就労支援を拒否する場合には、支給を中止することがあります。
 - (1) 毎月4回以上、小田原市福祉事務所(自立相談支援機関)の面接等の支援を受けること。
 - (2) 毎月2回以上、公共職業安定所で職業相談を受けること。
 - (3) 原則週1回以上、求人先へ応募を行うこと又は求人先の面接を受けること。
- 2 本給付金の受給期間中に就職した場合には、常用就職届(様式第5号)を提出してください。
- 3 生活困窮者自立支援法施行規則第3条第2号に該当する方については、収入の額を確認することができる書類を毎月小田原市福祉事務所(自立相談支援機関)に提出してください。
- 4 賃貸住宅の家賃額の一部支給を受けている方については、本給付金の受給期間中に収入が減少した場合、申請により支給額の変更が可能な場合がありますので、小田原市福祉事務所(自立相談支援機関)に申し出てください。

様式第14号（裏面）を次のように改める。

(裏面)

(注意事項)

- 1 本給付金の受給期間中、次の(1)から(3)までの常用就職に向けた求職活動等(生活困窮者自立支援法施行規則第3条第2号に該当する方については、(2)及び(3)を除く。)を怠る場合又は小田原市福祉事務所(自立相談支援機関)の作成するプランに基づく就労支援を拒否する場合には、支給を中止することがあります。
 - (1) 毎月4回以上、小田原市福祉事務所(自立相談支援機関)の面接等の支援を受けること。
 - (2) 毎月2回以上、公共職業安定所で職業相談を受けること。
 - (3) 原則週1回以上、求人先へ応募を行うこと又は求人先の面接を受けること。
- 2 本給付金の受給期間中に就職した場合には、常用就職届(様式第5号)を提出してください。
- 3 生活困窮者自立支援法施行規則第3条第2号に該当する方については、収入の額を確認することができる書類を毎月小田原市福祉事務所(自立相談支援機関)に提出してください。
- 4 賃貸住宅の家賃額の一部支給を受けている方については、本給付金の受給期間中に収入が減少した場合、申請により支給額の変更が可能な場合がありますので、小田原市福祉事務所(自立相談支援機関)に申し出てください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の規定に定める様式に基づいて調製された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

小田原市いこいの森条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 4 月 3 0 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第 5 1 号

小田原市いこいの森条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市いこいの森条例施行規則（昭和57年小田原市規則第22号）の一部を次のように改正する。

第3条中「別表」を「別表第1」に改める。

第5条第1項中「以下「差額」を「次項において「差額」に改める。

第8条第3号中「次の表」を「別表第2」に改め、同号の表を削る。

別表を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

名称	区分	利用料金
バードゴルフセット	1式（1日）につき	100円

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第8条関係）

区分	申請日	算出基準
変更	使用の日の8日前まで	既納の利用料金から変更後の利用料金を差し引いて得た額（以下「差額」という。）の全額
	使用の日の7日前まで	差額の80パーセントの額
	使用の日の6日前まで	差額の70パーセントの額
	使用の日の5日前まで	差額の60パーセントの額
	使用の日の4日前まで	差額の50パーセントの額
	使用の日の3日前まで	差額の40パーセントの額
取消し	使用の日の8日前まで	既納の利用料金の全額
	使用の日の7日前まで	既納の利用料金の80パーセントの額
	使用の日の6日前まで	既納の利用料金の70パーセントの額
	使用の日の5日前まで	既納の利用料金の60パーセントの額
	使用の日の4日前まで	既納の利用料金の50パーセントの額
	使用の日の3日前まで	既納の利用料金の40パーセントの額

様式第1号及び様式第2号中

「 テ ン ト
（ 1 0 人 用 ） 張 円 円 円 を

テント (5人用)	張			
--------------	---	--	--	--

テントサイト	区画	円	円	円
--------	----	---	---	---

毛布	枚			
合計				

合計				
----	--	--	--	--

改める。

様式第4号中

テント (10人用)	円	円	円
テント (5人用)			

テントサイト	円	円	円
--------	---	---	---

多目的ホール			
毛布			

多目的ホール			
--------	--	--	--

改める。

附 則

この規則は、令和2年5月7日から施行する。